

2016年度

＜日本発知財活用ビジネス化支援事業＞
ジェトロ・イノベーション・プログラム
JETRO Innovation Program (JIP)

全体プログラム案内書

JETRO

<目次>

事業コンテンツ

各事業コンテンツは詳細情報を随時公開するため、本書には概要のみ記載します。

- 国内セミナー
- ビジネス・ディベロップメント（BD）研修
「Boot Camp」
- ビジネス・ディベロップメント（BD）研修
「コミュニケーション編」
- 個別メンタリング
- ビジネス・マッチングイベント
 - ・ Silicon Valley Program
 - ・ Singapore Program
 - ・ Israel Program
- 多言語情報発信

申込みについて

- 応募および選考方法
- 事業実施期間
- ご利用条件
- 免責事項
- 秘密保持・個人情報について
- 知的財産権保護について
- ジェトロ・メンバーズ割引のご案内
- お問い合わせ

国内セミナー

日本国内で保有されている（あるいは出願済みの）産業財産権の活用や海外展開に向けての留意点をテーマにしたセミナーを開催します。不定期開催となりますので、企画が決定次第ご案内いたします。

ビジネス・ディベロップメント（BD）研修 「Boot Camp」

技術流出の防止策、知財活用策、経営戦略、マーケティング等をテーマとした双方向型の4日間集中講座です。また、講座は英語で行われ、講師とのメンタリング、ピッチ指導を通じて上達度合い、成熟度を観点に“TechCrunch / DisruptSF”およびジェトロ主催ピッチイベント“TechMatch”の二次選考を兼ねます。

研修の講師には、工業所有権情報・研修館（INPIT）から知財活用プロデューサー、また米国シリコンバレーのジェトロ提携アクセラレーターのひとつ、USMAC より、Co-CEO の Alfredo Coppola 氏をはじめ4名（予定）のメンターをお迎えします。メンターによる個別面談の時間もご用意しており、シリコンバレーにおけるビジネス開発に関するアドバイスを受けていただくことができます。

※本研修は全編英語で行われます（INPIT 講座は日本語）。通訳はおりません。

【概要】

参加費：無料

定員：各回16名程度

参加条件：①一次選考に合格すること

②4日間のプログラムに参加可能であること

③英語でのビジネスコミュニケーションが可能なこと

④ビジネスの海外展開意欲があり、2016年夏以降、シリコンバレー、シンガポールあるいはイスラエルに渡航し、Disrupt SF あるいはジェトロ主催の現地ビジネス・マッチングやピッチ等のイベントに参加を希望していること、もしくは現地企業との商談等の予定があること（現地までの渡航費、滞在費は参加企業の負担です）

ビジネス・ディベロップメント（BD）研修 「コミュニケーション編」

海外での「個別メンタリング」「ビジネス・マッチング」への参加に向けた準備のための研修です。コミュニケーション、顧客アプローチ、プレゼンテーションをテーマとした2日間連続、双方向型、ほぼ英語による集中講座です。国際ビジネス交渉の現場ですぐに役立つ双方向コミュニケーションを体得できます。

【概要】

参加費：無料

定 員：各回 20 名程度（申込多数の場合、1 社当たりの参加人数を制限する場合があります）

参加条件：①応募資格を満たしていること

②一次選考に合格すること

③流暢でなくとも、英語でのビジネスコミュニケーションが可能なこと

④海外に渡航し、ジェトロの支援メニューへの参加を希望していること、もしくは
現地企業との面談予定があること（現地までの渡航費、滞在費は参加企業の負担
です）

研修項目：（一例）

○日本人が気をつけるビジネス・コミュニケーション

○企業訪問・アポイントメント取得の実践アプローチ

○相手を引き込むプレゼンテーション

地域別メンタリング、ビジネス・マッチングイベント

ジェトロは、シリコンバレー、シンガポール、イスラエルそれぞれの地域で関係機関と提携のもと、メンタリングとビジネス・マッチングイベントを実施します。

<Silicon Valley Program>

●個別メンタリング

「Boot Camp」を通して得られた貴社のビジネス展開プランに応じ、最適な専属メンターを選出し、海外現地で 16 時間にわたるメンタリングを受けることができます。担当メンターとじっくりビジネスプランを練り上げてください。新規顧客開拓、戦略的パートナー候補の発掘、資金調達に向けた活動など、海外展開のカギとなるポイントを身につけていただきます。

このほか、必要に応じた時間数だけ相談内容に応じて都度アドバイスを受けることの出来るメンター（一部日本語可）もご用意しています。

【概 要】

参 加 費：無料

定 員：1 社あたり最大 16 時間、40 社程度

参加条件：二次選考合格企業

●ビジネス・マッチング「TechCrunch / Disrupt SF」

スタートアップの登竜門として、全世界から注目を集めるイベントです。昨年は全世界からのべ 5000 人が参加しました。本イベントの JAPAN パビリオン内に出席することで、来場する投資家や大企業の調達関係者等、幅広い人脈とのビジネスネットワーク構築を目指します。

「DisruptSF」は通常は 1 日間の展示しかできませんが、ジェトロのパビリオンにご参加いただくと、通常の申し込みと同料金で 3 日間の展示ができます。加えて参加費用の 1/3 をジェトロが補助します。

【概 要】

参 加 費：90,000 円

参加条件：一次選考、二次選考を踏まえた合格企業

※ジェトロ・イノベーション・プログラムの国内セミナーあるいは BD 研修、もしくは INPIT 主催講座等に参加して、知財のリスク管理についての知識を習得されて

いる必要があります。
※現地までの渡航費、滞在費は参加企業の負担です。

●ビジネス・マッチング「TechMatch」

ジェトロが現地アクセラレーターと提携して開催する独自のピッチイベントです。参加企業のニーズを踏まえ、ビジネス開拓をしたい分野の企業の調達担当者や、投資家（エンジェル、ベンチャーキャピタリスト）、コンサルタント等に当方から声をかけ、彼らの前で行うピッチ形式の商談会であり、参加者限定でマッチングが行われます。希望する分野におけるビジネスネットワークを拡大していただくことができます。BD研修やメンタリングで磨いたプレゼンテーション力を発揮して、質の高いネットワークの構築にお役立て下さい。

【概 要】

参 加 費：45,000 円

参加条件：一次選考、二次選考を踏まえた合格企業

※ジェトロ・イノベーション・プログラムの国内セミナーあるいはBD研修、もしくは INPIT 主催講座等に参加して、知財のリスク管理についての知識を習得されている必要があります。

※現地までの渡航費、滞在費は参加企業の負担です。

<Singapore Program>

世界銀行グループ発表『ビジネス環境の現状 2015』で、ビジネスに最良の場所と評価されたシンガポール。アジアのビジネスセンターとして大きな注目を浴びるシンガポールを拠点に、ASEAN、アジアへの展開を目指しませんか？シンガポールは 2009 年、ASEAN の特許庁間で特許調査および審査結果を共有することによって業務の効率化を図る「ASEAN 特許審査協力（ASPEC）」を締結、さらに 2015 年 7 月にはシンガポール知的財産庁が日本国特許庁との知的財産に関する協力覚書も締結し、知財ビジネスを行う環境が整備されつつあります。

シンガポール向けプログラム「Japan-Singapore Innovation Tie-UP」は、シンガポール規格生産性革新庁（SPRING Singapore）の協力を得て実施し、シンガポール政府が特に重点的に取り組む産業分野（精密機械、食品加工機械、医療技術・機器、環境危機、e コマース、物流等）を中心にビジネス・マッチングいたします。

具体的なプログラムスケジュールは、企画が決定次第ご案内いたします。

●個別メンタリング

●ビジネス・マッチング

<Israel Program>

「中東のシリコンバレー」と呼ばれるイスラエルは、近年グローバル企業が進出、研究開発拠点を設置し、イノベーション創出の地域として注目を集めています。また、「スタートアップ大国」である同国には、独自のエコシステム（起業支援システム）が存在し、IoT、FinTech、サイバーセキュリティをはじめとするスタートアップ企業が数多く集積しています。

このように、企業育成のビジネス環境が整ったイスラエルにおいて、ジェトロは優れた製品・技術・サービスを持つ日本の中堅・中小企業のビジネス展開をお手伝いします。共同研究や製品開発等を目的としたライセンス契約締結に向けて、2016 年度初めてプログラムを現地で実施いたします。

※本 J I P プログラムはイスラエル外務省からの協力を得て、参加者による往復航空券・現地での滞在費・移動費の負担は発生しません。そのため、イスラエル政府からの要件に従い、7 ページの【応募資格】の条件を満たしていることに加え、1 社から 1 名（各専門分野で活躍する 45 歳以下の日本人）に参加を限らせていただきます。

●ビジネス・マッチング「TechMatch」およびイスラエルのイノベーション関連施設・企業視察
イスラエルに渡航し、イノベーションが次々と生まれるイスラエル経済の仕組み、「エコシステム」を体感します。また、現地企業とのマッチングイベントに参加し、今後のイスラエルを通じたグローバル展開の足がかりを築きます。

【概要】

参加費：30,000 円（予定。ジェトロの 1/3 補助適用後）

参加条件：一次選考、二次選考合格企業かつ

渡航者は 45 歳以下（イスラエル政府による参加条件）、各社 1 名様までご参加

※ジェトロ・イノベーション・プログラムの国内セミナーあるいは BD 研修、もしくは INPIT 主催講座等に参加して、知財のリスク管理についての知識を習得されている必要があります。

※現地までの往復航空券や現地での滞在費・移動費はイスラエル政府が提供します。

多言語情報発信

当事業プログラムに参加された企業のうち、ジェトロが支援対象と認めた場合、当該企業の紹介をジェトロ・ウェブサイト等を通じて、多言語で発信します。

本事業に関連して、ジェトロでは以下のサービスを提供しております。ぜひご活用ください。

【現地施設利用】

J I P 参加企業は、ジェトロが提携するアクセラレーター施設にご入居いただけます（利用料金等詳細はお問い合わせください）。

【知的財産に関する相談】

ジェトロでは、中堅、中小企業、全業種の知的財産権関連相談のワンストップ窓口として専任のアドバイザーを配置しています。面談のほか、電話やメールでのご相談にも無料で対応します。ご相談内容によっては、他機関へおつなぎすることも可能です。

(URL: <https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>)

ジェトロ本部（東京）知的財産・イノベーション部 知的財産課 TEL: (03) 3582-5198

【現地法人設立支援】

シンガポールでの法人・拠点設立にあたって、法務・労務（就労ビザ含む）・税務・知財相談、オフィス探し、人材雇用支援などの専門家を無料でご紹介します（専門家に対する相談費用は企業実費負担です）。

応募および選考方法

【応募資格】

1. 中堅・中小企業であること。

※中小企業の定義は、中小企業庁「中小企業・小規模企業者の定義」をご参照ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

※ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く。

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という）。
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人。

※中堅企業とは、上記で定める中小企業以外のもののうち、直近の決算年度の売上高が1,000億円未満若しくは、常用雇用者1,000人未満の者およびそれらの者で構成されるグループ（構成員のうち、中堅企業者が3分の2以上を占め、中堅企業者の利益となる事業を営む者）をいう。

中堅・中小企業が、他企業の保有する産業財産権を活用する目的で本事業に参加する場合、当該産業財産権の実施権（商標の場合は使用权）の実施許諾を得ていること。

その他、条件がありますので、該当する場合は、別途お問い合わせください。

2. 本事業に応募する対象となる技術またはビジネスモデルに関連する日本国内特許・実用新案・意匠または商標を取得済み、あるいは出願済みであること。事業実施対象国で、ビジネス展開において該当する産業財産権を保有、もしくは出願している、あるいは今後出願を予定していること。技術流出・漏洩に備えた対策が必要となる場合、的確に対応できること。（国内セミナー、知財コンサルティングを除く）

3. 流暢でなくとも、英語でビジネスコミュニケーションが可能であること（国内セミナーのみに参加する場合を除く）。

4. 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

反社会的勢力の定義およびジェトロの対応方針は、独立行政法人日本貿易振興機構規程第72号「反社会的勢力への対応に関する規程」

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf)
によります。

5. 以下の企業によるご応募はお断りします。

- (1) 国内外の法令に反する業務を行っている企業
- (2) 公序良俗に反する業務を行っている企業

【応募方法】

ジェトロ・ウェブページから必要資料をダウンロードし、ご応募ください。

ジェトロ・ウェブページ： <https://www.jetro.go.jp/services/innovation/>

【選考基準】

(一次選考)

1. 知財保護・流出防止対策が取れているか
2. イノベティブな技術・製品・ビジネスモデルを有し、その知財を活用できるか
3. 技術・製品・マーケット開発チームの能力・適応力が高いか
4. 製品の完成度、ビジネスモデルの成熟度が高いか
5. 柔軟な発想を持ち、アドバイスに対して柔軟に対応できるか
6. 情熱を有し、能動的に行動できるか
7. 事業計画やビジネスモデルが日本経済に裨益するか

(二次選考（面談含む）)

8. 対象国市場に適した販売戦略があり、ビジネスモデルや製品をローカライズできるか

事業実施期間

■2017 年 3 月末まで

※本事業は、中小企業知的財産活動支援事業費補助金（日本発知財活用ビジネス化支援事業）の交付を受けて、ジェトロが実施するものです。

ご利用条件

1. 支援業務の範囲

本事業の参加企業（一次選考または二次選考に合格した企業）に提供する支援業務は、有料プログラムであるか無料プログラムであるかに関らず、ジェトロおよびメンターが提供できる範囲に限ります。別途、追加調査・手配等が必要な場合は有料サービスをご案内する場合があります。

2. 本事業におけるジェトロの費用負担

- ①現地情報収集費用
- ②メンターによるアドバイス費用、職員随行費用

3. 参加企業の費用負担

- ①本事業参加料
- ②渡航費、現地宿泊費、交通費
- ③ジェトロが委託するメンター以外の、弁護士、会計士等専門家の相談費用
- ④その他上記 2. ジェトロの費用負担に含まれない費用

4. 本事業利用において、訪問面談日時・海外出張日程等の確定後、参加企業の都合によるキャンセルが発生し、キャンセルのご連絡を受けた時点でジェトロ側の交通費・航空券のキャンセル料等経費が発生した場合、かかる経費を負担いただきます。

5. 有料・無料を問わず、ジェトロから得た情報を無断で第三者に提供する行為はお断りします。

6. 経済産業省より本事業予算が交付されない場合、あるいは予算額、使途に変更があった場合は、本事業の一部あるいは全部を取りやめる、あるいは事業や参加要件の内容を変更することがあります。

7. 同一対象事業、同一目的で、本事業の補助の他に、他日本国政府機関から国庫による補助・支援を受けることはできません。

8. 展示会等、ビジネス・マッチングイベントへの参加について、本事業案内書に定めのない事項については、ジェトロ海外見本市出品要領
(<https://www.jetro.go.jp/events/item/20150224688/syuppinyouko.pdf>) によるものとします。本案内書と「海外見本市出品要領」で内容が異なる場合には、本案内書の定めが優先します。
9. プログラムの参加可否選考結果に対するご質問にジェトロおよびメンターは一切回答致しません。
10. 本ジェトロプログラムご応募の際は、応募企業の専任ご担当者をお定めの上、円滑な対応をお願いします。
11. 参加企業に対するジェトロの支援期間は、支援開始時に、参加企業、ジェトロ、ジェトロの委託を受けたメンターで協議の上、決定します。ただし、当初設定した支援期間終了後、継続的な支援の必要性をジェトロが認めた場合は、延長可能とします。ただし、以下の場合、設定した支援期間の途中で支援を終了します。
- ①参加要件または選考基準を満たさなくなったときなど、支援企業の状況が変化したとき
 - ②同意書の内容に違反した場合
 - ③参加企業およびその役員が違法な行為又は違法でないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、支援を継続することがジェトロの信用を毀損する恐れがあるとき。
12. 事業成果把握のために、ジェトロが実施するアンケート等にご協力いただくとともに、支援期間中および支援終了後に関わらず、ライセンス契約や商談の成約、資金調達の成功、IPO（株式公開）等、ビジネスに進展があった場合報告していただきます。また、支援期間中および支援終了後一定期間（5年程度）についても、進捗状況等を報告していただきます。なお、報告いただいた内容や、本事業から得られた成果内容は、本事業の成果普及および企業の海外展開促進の一助とするため、原則、セミナー、WEBサイト、報告書等各種手法により、企業名を含めた事業成果報告およびジェトロの広報活動に利用させていただきます。
13. 本事業の成果普及および情報発信のため参加者を含む写真、インタビュー動画等を撮影することがあります。これらにご協力いただくとともに、肖像利用の了承をいただきます。
14. 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合は、応募・申込を無効とすると同時に、本事業への参加をお断りします。

免責事項

1. ジェトロは、できる限り正確な情報と有用なプログラムを提供するよう努力しております。しかし、提供した情報の正確性およびプログラムの有用性の確認・採否は、参加企業の責任と判断で行っていただきます。ジェトロおよびメンターは万が一参加企業に直接、間接に関わらず損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。
2. ジェトロおよびメンターが国内外で関係先に提供した参加企業の情報等が関係先等の第三者によって不正に使用され、万が一参加企業に損害等が生じた場合、ジェトロおよびメンターは一切の責任を負わないものとします。
3. ジェトロは、展示会や商談会などのイベント期間中に発生した参加企業に係る携行品盗難・携行品損害、疾病治療費用などについて一切負担できません。
- 海外の展示会・イベント等に出展する際、出展準備・後片付けや長時間に渡るブース対応などでケガや病気が起こりやすくなります。海外では日本と比較して治療費・入院費が大変高額となるケースがありますので、不測の事態に備え、100%カバーされ、キャッシュレスで受診することのできる海外旅行傷害保険への加入を強くお勧めいたします。クレジットカード等に付帯されて

いる海外旅行傷害保険のみでは全額はカバーされない恐れがありますのでご注意ください。日本との時差、気候の違いを考慮のうえ、体調管理を万全にいただき、ケガ・病気等には十分ご注意ください。

4. ジェトロが面談をアレンジした後で、天災、ストライキその他のジェトロの責任によらない不測の事態や訪問先の都合による直前のキャンセルもあり得ますことを予めご了承ください。その場合、参加企業が手配された渡航費、宿泊費、通訳、移動手段等について参加企業にキャンセル料支払い義務など損害が発生してもジェトロは一切責任を負いません。

秘密保持・個人情報について

1. ジェトロ、メンターおよび参加企業は、当事者のいずれかから開示された又は本事業を実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の情報を秘密として扱うものとし、事前に開示した当事者又は情報の保有者の承諾を得ることなく、これらの情報を本サービスの実施以外の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報
 - (7) 関係先の紹介と面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ、メンターが関係先に開示する情報
2. ジェトロ、メンターおよび参加企業は、本事業遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。
3. 本サービスに関わる個人情報は、本事業の実施および関連サービスの案内に利用します。また、その取り扱いは、ジェトロが定める「個人情報保護方針」
(<https://www.jetro.go.jp/privacy.html>) に基づき適切に取り扱います。

知的財産権保護について

本事業ご参加にあたっては、日本国内特許・実用新案・意匠または商標を取得済み、あるいは出願していることが資格要件となっていますが、各種手続きは参加企業負担となります。ジェトロでは、各種知財保護関連サービスも実施しておりますので、以下ご参照ください。

■ 模倣品・海賊版被害相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/ip.html>

■ 中小企業等外国出願支援事業（外国出願費用の助成）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html

■ 中小企業等模倣品対策支援事業（海外における知的財産権の侵害調査および権利行使費用等の助成）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html

■ 中小企業等防衛型侵害対策支援事業（海外で知的財産権に係る係争に巻き込まれた際の係争費用の助成）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas

■ 中小企業商標先行登録調査・相談事業

https://www.jetro.go.jp/services/ip_trademark.html

本事業では、国内セミナーやビジネス・ディベロップメント研修において海外展開における「知財訴訟リスク」に留意すべきポイントなどをご紹介します。本事業ご参加にあたっては、セミナーや研修の受講あるいは個別面談を通じて、必ずその留意点についてよく理解を深めていただくことを確認させていただきます。

ジェトロ・メンバーズ割引のご案内

有料プログラムにお申込みの際、お申込日時点で、ジェトロ・メンバーズに加入されている企業様には、会員特典として参加費の10%を割引致します。ただし、以下を条件とします。

割引料金は会員一口につき、他事業の割引額と合わせ年会費¥75,600を年間割引の上限とします。

割引は日本国内からジェトロ・メンバーズとして登録した法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限り適用されます。

有料プログラムにお申込み後にジェトロ・メンバーズに加入された場合は、本割引を適用できません。

ジェトロ・メンバーズのお申込は下記サイトをご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

お問い合わせ

日本貿易振興機構（ジェトロ）イノベーション促進課 担当： 吉田、田中井、坂本、伊東
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
TEL: 03-3582-5770 E-mail: iib@jetro.go.jp

プレゼンテーション ビデオ作成の ポイント

日本でのビジネスと異なり、インターナショナルのビジネス（特にシリコンバレー）において、与えられた短時間の中で自社あるいは自社製品がいかに市場にとって魅力のあるものかを理解してもらう能力は必須となります。日本からの資料やプレゼンテーションを拝見するとインターナショナルビジネスには適合しない日本語からそのままの英訳したものが多く、効果が薄いばかりでなく、次回のアポイントメントを取れなくなるのがほとんどです。特に初回の説明においては細かい製品のスペックや

テクノロジーを全て省き、自社あるいは自社製品が世の中にいかに役に立ち、人々の生活がどのようにポジティブに変わるかに集中すべきです。また、投資家の人たちにとって投資をしたくなるような、早く大きくなって投資したお金が返ってくるような夢を聞きたいわけです。初回のプレゼンテーションでは全てを説明しようと思わず、むしろ聞き手が是非次回にはもっと突っ込んだ細かいことを聞きたいと思ってもらうことに気を遣ってください。以下はそのためのひとつのガイドラインです。

Point	1 現在どういうところに 世の中の人困っているか Problem	2 困っていることを 解決できる方法は Solution
3 1, 2の方法で従来の方法と 比べてのメリット（数値） Result	4 このソリューションの市場に おける位置づけ Positioning	5 そのマーケットが どう伸びていくか？ Market Trend
6 3~5年の先ビジネスが どう伸びていくか？ Sales Projection	7 資金・会計計画 （いつから黒字になるか） Financial Plan	8 上記のビジネスを 実現する戦略 Marketing Strategy
9 操業計画 Operation Plan	10 組織、人員計画 Organization	11 将来のビジネスの拡大 Business Scaling

日本のプレゼンテーションの多くは自己紹介・会社紹介から始まりますが、5分で上記の内容をカバーするとなると自己紹介・会社紹介はしている時間が無いです。アメリカの聴衆はこれらに興味は全く無く、時間の無駄となってしまいます。アメリカでのビジネスの仕方は日本とは全く違います。英語の正確さについてはあまり気を遣わなくて良いですが、素人の人に話をするつもりで誰にでも分かりやすいストーリーが重要です。

日本語の資料の
英文訳は使わない

ゆっくり、はっきり、
数値を入れて具体的に

5分以内の時間厳守、
1秒でもオーバーはアウト
（短いのはOK）

皆様の個性あるプレゼンテーションを期待しています

ビデオ作成に際して、必要に応じて昨年度のプレゼンテーション動画をサンプルとしてご覧いただけますのでご不明点がございましたらご相談ください。